

## 6 エイジフレンドリー補助金

60歳以上の高齢者を雇用する中小企業事業者を対象に、安全衛生確保に係る取組について費用の一部を助成することを目的としています。補助対象の例は以下の通りです。

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ・働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ・高齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育

### 対象となる措置

本補助金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業場が、高齢労働者の安全衛生確保措置について実施計画を策定し、審査の上、補助対象として選定された場合、その措置を実施した後に受給することができます。

[取組例]

#### ○身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- ・腰痛予防機器の導入等による腰痛予防
- ・作業場内段差解消のための補修
- ・熱中症防止ファン付き作業着の導入
- ・その他の安全衛生対策

#### ○健康や体力の状況の把握等

- ・安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ・運動指導、栄養指導、保健指導等
- ・その他の安全衛生対策

#### ○安全衛生教育

- ・加齢に伴う労働災害リスクの増大の理解促進のための教育

### 対象となる事業主

本補助金を受給する事業場は、次の1または2の要件を満たしていることが必要です。

- 1 下表のA又はBのいずれかに該当する事業主であること。また、労働者災害補償保険等に加入していること。

業種	A. 資本または出資額の総額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 2 その他厚生労働大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

**注意** 次のいずれかに該当する事業主は対象となりません。

- 1 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていること。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、

是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

- 2 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていること。
- 3 申請者が暴力団である、申請者の役員等が暴力団員である、又は、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていること。

## 助成額

本補助金は、補助対象経費の合計額に、下表の補助率を乗じた額が支給されます。

補助対象	補助率	上限
高齢労働者を対象とした安全衛生確保に係る各種取組	1/2	100万円

## 受給手続

本助成金の受給手続きの流れは次のとおりです。

※令和2年度

① 募集期間内に、郵送等により申請

② 審査

(注意) 本補助金は、申請者すべてに交付されるものではありません。

事業場規模や対象となる取組の効果等を委員会で審査した上で、競争的に交付します。

なお、審査基準は公表されます。

③ 交付決定（不交付決定）

④ 取組実施

(注意) 所定の期日内に、申請対象の取組を実施します。

申請前にすでに実施してしまった取組に対しては、補助金は交付されません。

⑤ 実績報告書類・添付書類を提出する

⑥ 交付額確定

⑦ 補助金の交付

## 利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類など詳細については、補助事業者へお問い合わせください。

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインや補助事業者に関する情報は、厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)) に掲載しています。